

2025 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西晃
(コード番号 6957 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀
(TEL 048-615-4000)

会 社 名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

YAGEO Corporation による「貴社公開買付けにかかる追加質問」に対する
回答書提出に関するお知らせ

YAGEO Corporation は、2025 年 6 月 12 日、当社が 2025 年 6 月 5 日付で YAGEO Corporation 宛に提出した
「貴社公開買付けにかかる追加質問」に対する回答書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、YAGEO Corporation（公開買付者完全親会社）が、株式会社芝浦電子（公開買付けの対象者）に行
った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 6 月 12 日付 「「貴社公開買付けにかかる追加質問」に対する回答書提出に関するお知らせ」

2025 年 6 月 12 日

各位

会社名	YAGEO Corporation
代表者名	Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

「貴社公開買付けにかかる追加質問」に対する回答書提出に関するお知らせ

YAGEO Corporation（台湾証券取引所：2327、以下「YAGEO」）は、2025 年 5 月 9 日より、NTC サーミスタ・温度センサの日本における大手メーカーである株式会社芝浦電子（東京証券取引所：6957、以下「芝浦電子」）の株式の取得を目的とした公開買付け（TOB）を開始いたしました。2025 年 6 月 2 日付で、YAGEO は芝浦電子に対する公開買付けにおける外国為替及び外国貿易法の届出を再度提出いたしました。これに関連して、YAGEO は、2025 年 6 月 5 日付で芝浦電子が公表した「貴社公開買付けにかかる追加質問」（以下、「6 月 5 日付質問状」）を受領しております。YAGEO は当該質問状を真摯に検討のうえ、本日、回答書を提出しましたので、お知らせいたします。

6 月 5 日付質問状には、いくつか経済産業省に関するご質問が含まれておりました。YAGEO は、芝浦電子による経済産業省に関するご質問及び情報提供のご依頼は、当事者以外の第三者に開示することは実務上許されていないと理解しておりますので、該当する内容を除き、真摯に回答いたしました。また、公表することが適切ではないと考えられる回答については、芝浦電子と締結した秘密保持契約書に基づき、芝浦電子、特別委員会及びそれらのアドバイザー宛に直接ご回答差し上げております。

回答書の全文は添付をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下、「米国証券取引所法」といいます。）第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されないため、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14 e - 5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、本公開買付以外の方法で対象者株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。

公開買付者に対する追加質問への回答

1. 2025 年 5 月 28 日付対質問回答報告書について

(1) 当社が 2025 年 5 月 2 日付で提出した意見表明報告書記載の公開買付者に対する質問事項のうち、1. (ご質問 1) ② (経産省との協議状況等に関するご質問) に対して、「公開買付者は、経産省から受領した全ての質問及び情報提供の依頼に真摯に対応し、現在までに全ての回答を完了しております。かかる当該質問等の内容については、情報の機微性に鑑み、回答を控えさせていただきます。」とご回答いただいておりますが、本 NDA に基づき、当社、特別委員会及びそれらのアドバイザー等にも、直接ご回答いただくことでも問題ございませんので、改めてご回答いただきますようお願い致します。また、経済産業省からの追加質問がないことを確認できているかについても、あわせてご回答ください。

- 経産省からの質問及び情報提供の依頼の内容は、当事者以外の第三者に開示することは実務上許されていないと理解しておりますので、貴社に対するご開示も含めて、控えさせていただきますと幸いです。また、公開買付者は、外為法に関して経産省を含む当局から指導、勧告等の処分は一切受けておりません。

(2) 1. (ご質問 1) ⑥ (公開買付期間の末日までに外為法の手続を完了できると考えている根拠に関するご質問) に対して、「公開買付者は、外為法の手続に関して西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からアドバイスを受けております。当該法律事務所の見解及び当該見解の具体的な根拠については、事柄の性質上、ご回答を控えさせていただきます。」とご回答いただいておりますが、この点につきましても、本 NDA に基づき、当社、特別委員会及びそれらのアドバイザー等にも、直接ご回答いただくことでも問題ございませんので、改めてご回答いただきますようお願い致します。

- 本ご質問については、本 NDA に基づき、貴社、特別委員会及びそれらのアドバイザー宛に直接ご回答させていただきます。

2. 2025 年 6 月 2 日付訂正届出書について

情報の機微性の観点から、本追加質問に対して公表情報としてご回答いただくことが難しい場合、本 NDA に基づき、当社、特別委員会及びそれらのアドバイザー等にも、直接ご回答いただくことでも問題ございません。

(1) 公開買付者は、外為法第 27 条 1 項に基づく届出を再度行ったとのことですが、当該届出に関連し、貴社又は公開買付者が誓約済又は誓約することが予定されている誓約事項の内容について、ご教示ください。また、当該誓約事項については、既に経済産業省との間で合意済か否かについてもご教示ください。

- 誓約事項の有無及び内容については、上記 1.(1)と同様の理由で、貴社に対するご開示も含めて、控えさせていただきます。

(2) 「公開買付者は、経済産業省との協議が着実に進んでいることから」との記載がございましたが、「協議が着実に進んでいる」とご判断された根拠・理由、協議状況の詳細について、ご教示ください。

- 協議状況の詳細について、上記 1.(1)と同様の理由で、貴社に対するご開示も含めて、控えさせていただきます。そのため、根拠・理由についてのご説明も難しい点、ご理解いただけますと幸いです。

(3) 外為法第 27 条 1 項に基づく届出を再度行った経緯・背景として、経済産業省からの要請に基づくものか、貴社又は公開買付者独自の判断によるものかについて、ご教示ください。

- 公開買付者の独自の判断によるものです。

(4) 2025 年 6 月 2 日付訂正届出書の提出に関連し、貴社 HP において、「YAGEO は、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに本公開買付けによる芝浦電子の株式取得に係る承認を取得できると見込んでおります。」との記載がございますが、日本の法律事務所の名称とのその見解及び当該見解の具体的な根拠を詳細かつ具体的にご教示ください。また、承認取得時期の具体的な見込みについてもご教示ください（承認取得時期の具体的な見込みがなければ、公開買付期間（延長した場合も含みます。）の末日までに、当該承認を取得できる見込みであると判断できないと考えます。）。

- 公開買付者は、外為法の手続に関して西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からアドバイスを受けております。審査の状況については上記 1.(1)と同様の理由で、貴社に対するご開示も含めて、開示を控えさせていただきます。当局との審査に関わるやりとりが完了し再度の再提出を行った時点で、その旨及びクリアランス取得の時期の見込みを速やかに開示させていただきます。